

校 長	主任事務長	主 査

No. _____

令和8年度
(2026年度)

学用品等購入費

所要額調書

学 部	学 年	生 徒 氏 名			
高等部					
購 入 品 目	数 量	単 価(円)	金 額(円)		
(例)給食用エプロン	1枚	598	598		
合 計					
学 用 品 費 等 として本書のとおり支出しました。 令和 年 月 日 保護者氏名					
支弁区分		支給上限 (年額)		今回支給金額	

<注意事項>

- 児童生徒が通常必要とする学用品(授業で使用する用品等)、通学用品(生徒児童が通常必要とする通学用品)の購入品目等について記入してください。
- 令和8年度(2026年度)の支給上限額(年額)はⅠ段階の方で、小学部11,640円、中学部22,740円、高等部32,270円・Ⅱ段階の方で、小学部5,820円、中学部11,370円、高等部16,135円です。
裏面に **レシート(または領収書)** を貼付してください。(品名・学年・氏名を必ず記載してください。)
- (品名が載っているレシートが必要です。領収書に明細の記載が無い場合は、レシートを添付するか各店舗にて品名の記入をしてもらってください。)
- 購入品目は、レシートごとにご記入ください。

高等部
学用品等購入費
新入学児童生徒学用品購入費

領収証(生徒の名前が記入されているもの)と
レシート(内訳がわかるもの)を必ずつけてください。

●支給対象となるもの

	品名	備考
学用品	鉛筆・消しゴム・定規等の筆記用具	
	ノート・下敷き・筆箱	
	クレヨン・色鉛筆	
	のり・テープ	
	はさみ・カッター	
体育用品	絵の具・筆	
	体操服	学校指定のもの★
	帽子・ゼッケン	学校指定のもの★
	運動靴	
	水着・水泳帽・ゴーグル	
実習の 材料・作 業衣等	プール用バスタオル・プール用バッグ	
	作業服	学校指定のもの★
	作業用エプロン	
	作業用靴・作業用長靴	
	作業用軍手	
副読本等	工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
	美術用材料(スケッチブック等)	
	家庭科用材料(布・糸等)	
	辞書・練習帳	授業で使用するもののみ
	制服	学校指定のもの★
通学用品	通学用靴・通学用長靴・装具	
	傘・レインコート	
	帽子	
	手袋・マフラー	
	ジャンパー・コート	
その他	かばん・リュック	
	上履き	
	スクールセーター(無地で黒または紺)	ブレザーの中に防寒着として着用するもの、 冬服になる前の肌寒い時期に着用するもの
	スクールカーディガン(無地で黒または紺)	
	給食用エプロン	
	給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ
	歯磨き指導用歯ブラシ・コップ・歯磨き粉	
	手洗い指導用タオル・ハンカチ	
	校外学習用ポーチ・リュック・財布	
	ネームシール	
	水筒・遠足用リュック	
	防災ずきん(令和8年度より対象)	防災バッグ、防災備蓄品は対象外

●支給対象とならないもの

下着・靴下・タイツ・スパッツ・ベルト・おむつ・メガネ・補聴器・車いす

学校指定物品(★)を指定業者以外から購入されるときは必ず事前に学校に御相談ください。

この一覧は支給対象品目の一例です。判断に迷われる場合は事務室まで御相談ください。

●2年生、3年生での学校指定物品(★)の購入・補正について

本校指定の制服・体操服・作業服については、新入学時に御購入いただき、その費用について、各御家庭の支弁区分により就学奨励費として支給しているところです。しかし、服の著しい破損や体の成長に伴い、買替えや補正をされる御家庭もあるかと思ひます。

つきましては、再度購入または補正された学校指定物品について、就学奨励費を受給される場合は、学用品等購入費所要額調書と併せて「購入申立書」または「補正申立書」を御提出いただくこととしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、新入学用品・学用品調書を提出する際には、制服・体操服・作業服を買った数量、金額がわかる明細書を一緒にご提出ください。